

第5期石狩市総合計画について

1. 総合計画の策定根拠

平成23年の地方自治法の改正によって、市町村における総合計画（基本構想部分）の策定義務がなくなり、計画を策定し議会の議決を得るかどうかは市町村独自の判断に委ねられました。

本市においては「石狩市自治基本条例」に基づき、計画策定をすることとしています。

石狩市自治基本条例（抜粋）

第16条

市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画（以下これらを総称して「総合計画」という。）を策定するものとする。

- 2 前項の基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経なければならない。
- 3 総合計画は、この条例の理念にのっとり策定されるとともに、市民意識又は社会経済情勢等の変化に応じて、適切に見直されなければならない。
- 4 執行機関は、総合計画との整合性を確保しながら、施策を実施しなければならない。

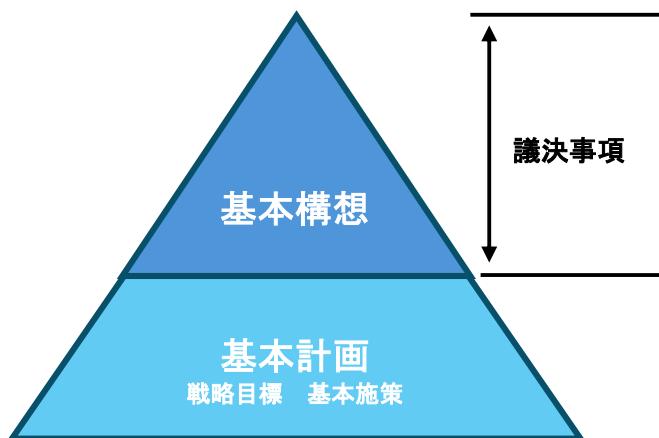
2. 第5期石狩市総合計画の策定過程

第5期総合計画は、平成25年4月より計画づくりを開始し、約2年半をかけ平成27年第3回石狩市議会定例会での基本構想の議決を経て、平成27年10月に策定されました。

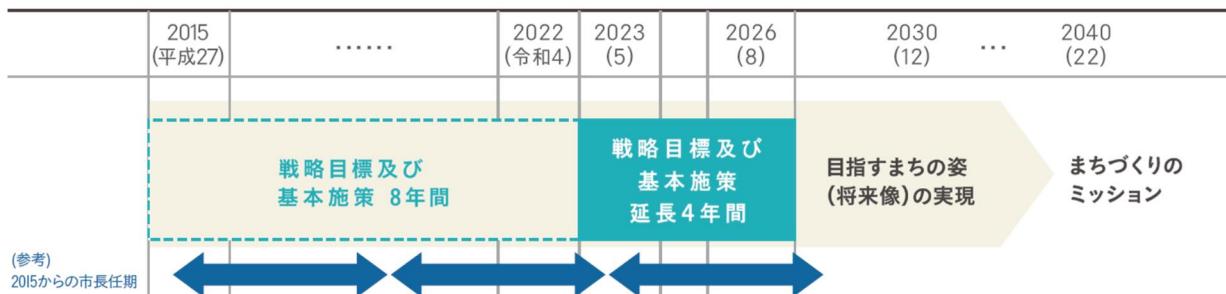
内 容	概 要
石狩市総合計画策定審議会 平成25年12月から全9回	グループに分かれての討議及び計画案に対する答申
まちづくりディスカッション 平成25年9月から全2回	石狩青年会議所主催による市民参加型の討議会
各種ワークショップ、アンケート調査等 平成25年7月から 平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いしかり地域討議会 ・市民カレッジ運営委員会による「まちづくり討議会」 ・高校生による「まちづくりディスカッション」 ・平成25年度市民意識に関するアンケート調査 ・若手市職員による「職員ワークショップ」 ・中学生による「まちづくり意識調査」 ・平成26年度市民意識調査に関するアンケート調査

3. 第5期石狩市総合計画の主な構成

第5期石狩市総合計画は石狩市の自治基本条例に基づき、基本構想と基本計画(実施計画)という大きく2つで構成しています。



「戦略目標」については、市長任期との連動を図るとともに、一定期間における実践的な取組の実施状況の確認や定期的な見直しを図るため、当初4年を半期とした8年間（2015～2022年）を計画期間として設定していましたが、2023年から4年間延長し2026年までを計画期間として設定しています。



【基本構想】(第5期石狩市総合計画：1～16ページ)

- ・「総合計画は」、「いしかりの現在」、「心配されていること」(1～6ページ)

第5期総合計画は、主役である市民とともに「まちづくり」を進めていくための「市民と行政の約束」であること、「今以上にもっといしかりを好きになろう」という呼びかけ、メッセージを記載しているほか、市民参加の中で取り上げられた事項の状況などの紹介、まちづくりの課題などを掲載しています。

- ・「総合計画の構成と期間」(7～8ページ)

第5期総合計画の構成と期間として、30年後を見据えた「まちづくりのミッション」と「目指すまちの姿」、「戦略目標」と「基本施策」で構成することや、市長任期と連動した計画期間を設定する旨を掲載しています。

- ・「まちづくりのミッション」、「目指すまちの姿（将来像）」(9～12ページ)

30年後のまちの持続を掲げ、「このまちに住み続けたい」「このまちに住みたい」と思える魅力あるまちであり続けることとしています。

「創造」「絆」「環境」の「3つの都市像」さらには、そこで醸成されていく意識や気持ちなどの「市民像」を「石狩 PRIDE」として掲載しています。

・「まちづくりの進め方」、「計画を動かすしくみ」(13~16 ページ)

将来像の実現に向けた「まちづくり」を進めるにあたっては、「協働」「連携」「成長」の3つを原則とすることとし、さらにその過程において「市民像」である「石狩 PRIDE」が醸成されて行くということを示しています。また、この計画がつくられた後においても、計画を動かし計画を基に動いていこうという意志を示しています。

【基本計画】(第5期石狩市総合計画：17~45 ページ)

・「戦略目標」、「基本施策」及び「個別計画」について

基本構想の実現に向けた、重点的に市民と協働で進めていく5つの戦略目標の具体的な設定や6分野の基本施策などに関する記載、そして、個別の戦略目標について、それぞれ「戦略目標の背景」、「戦略目標のねらい」、「市民・事業者・行政の協働による取組のプロセス」の3項目をまとめ、各基本施策を支える26分野の個別計画について掲載しています。

【策定経緯等】(第5期石狩市総合計画：46 ページ以降)

策定経緯等を掲載するとともに、「みんなでつくろう「いしかり」」と題しまして、策定作業に深く関わっていただきました審議会委員の皆さんからのまちづくりへの想い、メッセージを掲載しています。

4. 市民意識調査によるフォローアップ

第5期石狩市総合計画では、市民が計画に関わることで、計画自体が進化していく仕組みを大切にしていることから、自治基本条例第16条第3項の規定における市民意識を把握するための調査を毎年実施しています。